

しんじゅくコール ☎03-3209-9999
土・日曜日、夜間もご案内
受付時間:午前8時~午後10時
FAX 03-3209-9900

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックスをご利用ください。

特別定額給付金の申請受付を開始します

区では、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受けて、区民一人につき10万円を給付する特別定額給付金の交付申請の受付を開始します。特別定額給付金の給付を受けるためには申請が必要となりますので、申請にあたっては本臨時号などをよくご確認ください。

【給付対象者】 基準日(令和2年4月27日)において、新宿区の住民基本台帳に記録されている方

【給付金額】 給付対象者1人に付き10万円

【申請・受給できる方】 住民基本台帳上の世帯主

【振込口座】 世帯主の口座

世帯全員分をまとめて
申請・受給していただきます



DV被害に遭われている方等は、申し出を行うことにより、世帯主でなくとも給付を受けることができます。詳しくは、特別定額給付金対策室(連絡先裏面)へお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は郵送またはオンラインで受け付けます

郵送申請方式

(詳細は裏面をご覧ください)

区から世帯主への申請書発送 5月下旬~

受付期間 申請書到着~8月31日(月)

支給開始 6月上旬から順次、口座振り込み

区から世帯主あてに、世帯全員の氏名が入った申請書を郵送します。必要事項を記入の上、本人確認書類・振込口座確認書類(いずれもコピー)と一緒に、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

オンラインで申請した方は、郵送での申請は必要ありません。申請しても二重で支給されることはありません。

口座をお持ちでない方や、やむを得ない事情のある方は窓口での申請が可能です。特別定額給付金対策室(連絡先裏面)へお問い合わせください。申請書記入にあたり、代筆・代読が必要な方や、お電話でのお問い合わせが困難な方のために本庁舎地下1階に窓口を設けます。おいでの際は混雑緩和のため、事前に特別定額給付金対策室(連絡先裏面)へご連絡ください。

申請手続きなどのお問い合わせは

(5273)4353 午前9時~午後7時

【開設期間】8月31日 まで(土・日曜日、祝日等を含む)

オンライン申請方式

マイナンバーカードをお持ちの世帯主で、
電子署名による本人確認ができる方のみ

受付期間 5月11日(月)~8月31日(月)

支給開始 5月下旬から順次、口座振り込み

ご自身のパソコンやスマートフォンから「マイナポータル」にログインし、世帯全員分の申請をしてください。

振込先口座など必要事項を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、申請してください。マイナンバーカードに搭載された電子署名により本人確認を実施しますので、本人確認書類は不要です。

詳しくは、以下の「マイナポータル」サイトをご確認ください。

マイナポータル 検索 または

https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_nitDiscsys.form



マイナポータルサイト

現在、国へのマイナンバーカード交付申請が集中し、申請から交付までに相当な時間が掛かる見込みです。新規に交付申請を検討されている方はご注意ください。



- ① 受給資格の確認にあたり、公簿等で確認を行うことがあります。公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。
- ② 新宿区が、申請書表面に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請期限(8月31日)までに、申請・受給者(代理人を含む。)に連絡・確認できない場合に、区は当該申請が取り下げられたものと見なします。
- ③ 他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合は、返還していただきます。
- ④ 住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合は、返還していただきます。

